

令和7年5月 日
武蔵村山市地域公共交通協議会交通部会決定

武蔵村山市地域公共交通協議会交通部会の運営について（案）

令和6年度第3回武蔵村山市地域公共交通協議会（令和7年3月28日開催）において、武蔵村山市地域公共交通協議会条例（令和6年武蔵村山市条例第9号。）第7条の規定に基づき、武蔵村山市地域公共交通協議会交通部会（以下「部会」という。）を設置することが決定した。

部会の所掌事項等、関係者において共通の理解を要する主な事項については、次のとおりとする。

1 所掌事項

協議会から依頼を受けた「地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様について、各事業者の意向を踏まえて検討することが望ましい事項」を検討し、その結果を協議会に報告する。

2 任期

部会員の任期は、協議会の委員の在任と同一とする。

3 部会長

- (1) 部会長は、協議会の会長から指名された武蔵村山市都市整備部長とする。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- (3) 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 会議

- (1) 部会の会議は、協議会の会長から指名された別添部会員を、部会長が招集する。
- (2) 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 庶務

部会の庶務は、都市整備部交通企画・モノレール推進課において処理する。

6 その他

部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。